

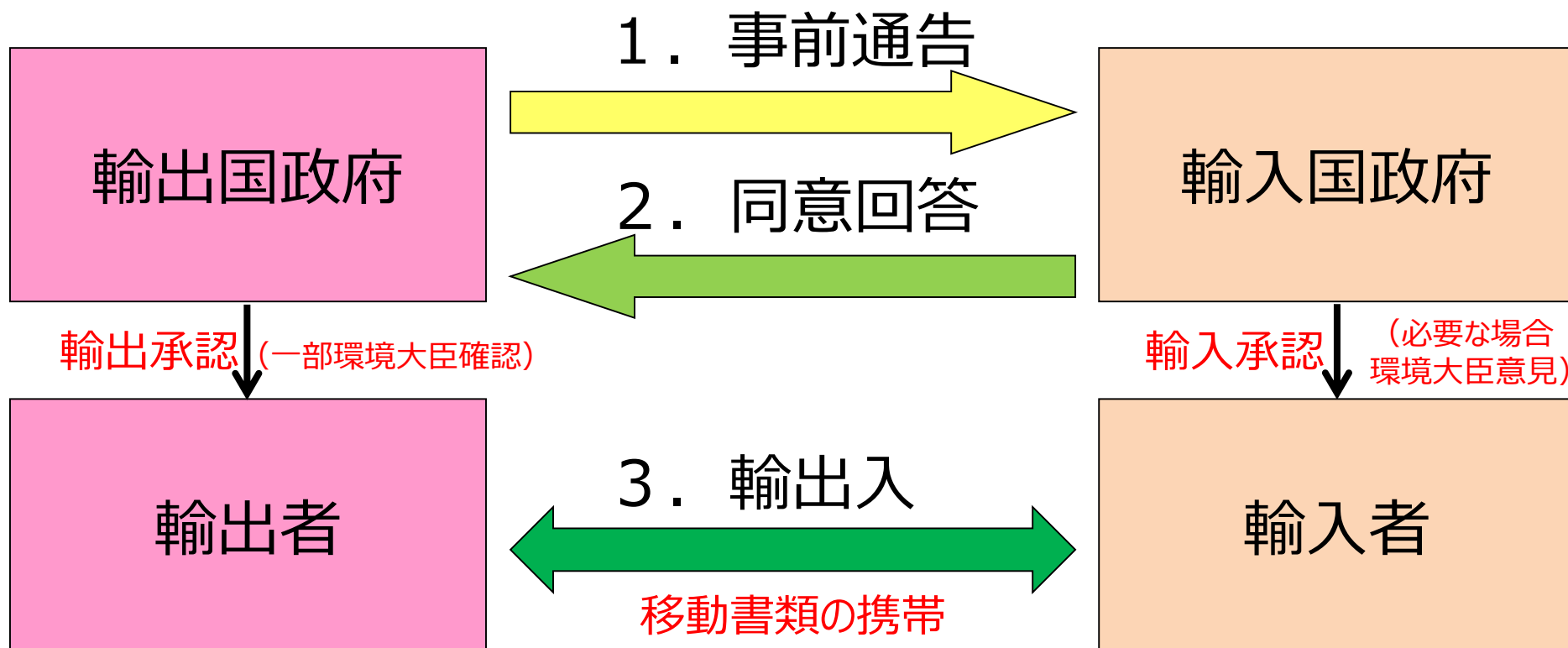
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律 【バーゼル法】の改正について

**平成30年2月
経済産業省**

1. バゼル法の概要

- バゼル条約は、越境移動を伴う有害廃棄物（廃電子基板、使用済鉛蓄電池等）等が環境上適正に管理されることを目的とし、有害廃棄物等の越境移動に際して、輸出国等から輸出先国に対する「事前の通告及び同意」手続や「移動書類」の携帯等を義務付け。
- バゼル法はバゼル条約の国内担保法**（経産省と環境省の共管）として、外為法に基づく輸出入承認（途上国輸出等は加えて環境大臣確認等）、移動書類の携帯等の義務を規定。

＜バゼル手続のイメージ＞

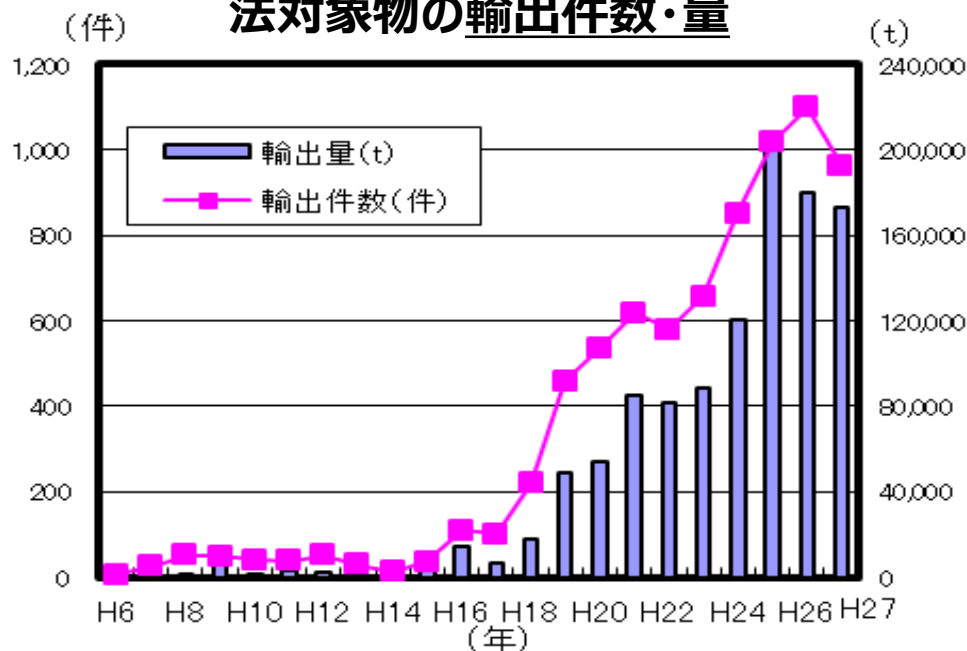


※ 事前通告と同意回答は条約に基づく政府間の義務、赤字は我が国バゼル法に基づく事業者の義務。₁

2. 法改正の背景

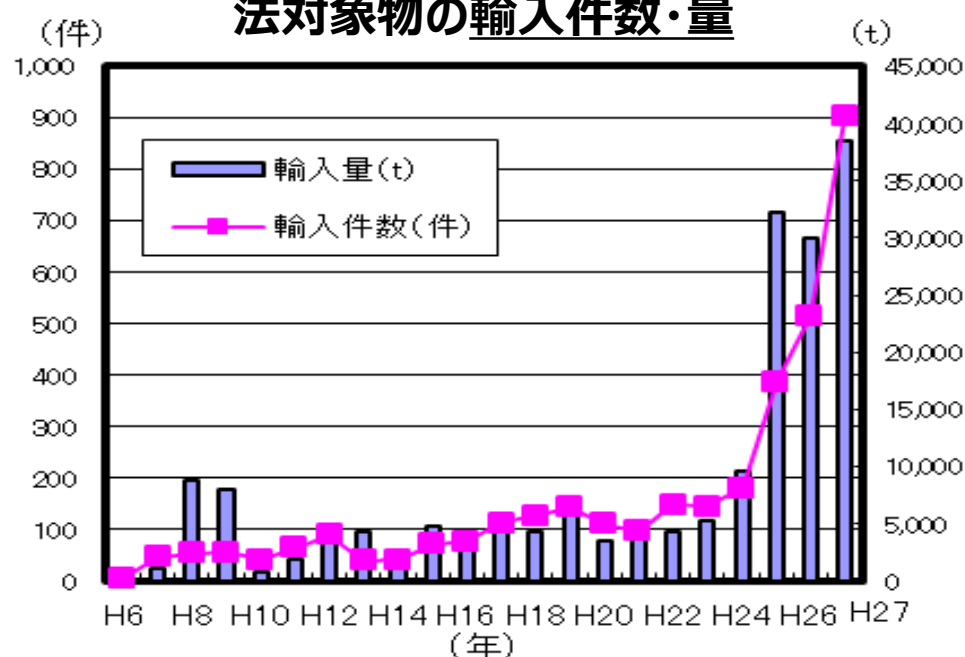
- 平成4年の法制定から約25年が経過し、近年、リサイクル目的での廃電子基板や使用済鉛蓄電池の取引が世界的に増大。我が国でも、平成6年当時と比べ、輸出入件数は大幅増。
- 輸出では、①雑品スクラップの不適正輸出や②輸出先国からの不法取引との通報（シップバック要請）の増加や③使用済鉛蓄電池等の輸出先での環境上不適正な取扱い事案が発生。
- 輸入では、廃電子基板等の有用な金属を含む二次資源について、欧州連合等との国際的な獲得競争が激化。事業者からは、④輸入規制による競争上の不利な事業環境を解消すべきとの要望がある。
- 「日本再興戦略2016」においても、平成28年度中の検討と早期に必要な措置の実施が求められている。
- 中央環境審議会と産業構造審議会の合同会議において、バーゼル法の見直しの基本的な考え方として、環境汚染等が生じるリスクに応じて規制水準の適正化を図ることが提言された。

法対象物の輸出件数・量



(主な輸出品目：使用済鉛蓄電池)

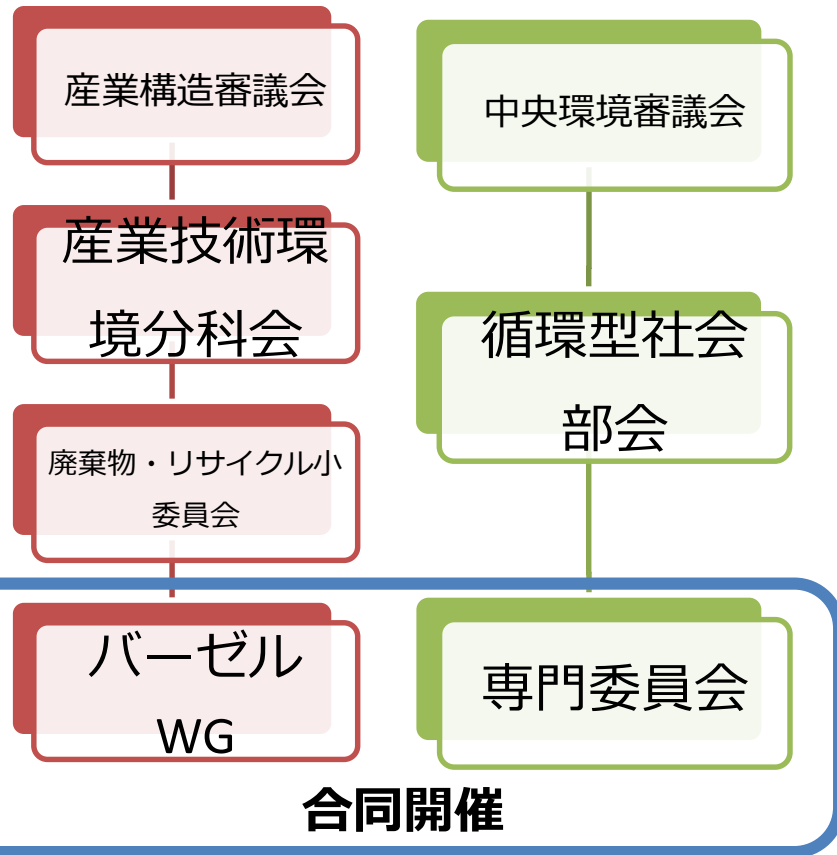
法対象物の輸入件数・量



(主な輸入品目：廃電子基板、電気炉ダスト) 2

検討体制

- 産業構造審議会の廃棄物・リサイクル小委員会の下に「有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ（バーゼルWG）」を、中央環境審議会に「特定有害廃棄物の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会」を設置し、合同会議を開催して検討。



有害廃棄物等越境移動ワーキンググループ（バーゼルWG） 委員

中村 崇	東北大学 名誉教授（座長）
出利葉 知郎	阪和興業株式会社 取締役執行役員
川瀬 剛志	上智大学 法学部 教授
齊藤 栄子	三菱UFJリサーチ&コンサルティング 主任研究員
佐藤 泉	弁護士
清水 隆	日本鉱業協会 理事
乗田 佐喜夫	（一社）日本鉄リサイクル工業会 専務理事
馬場 未希	日経BP社 日経エコロジー 副編集長
村上 進亮	東京大学大学院 工学系研究科 准教授

特定有害廃棄物の輸出入等の規制の在り方に関する専門委員会 委員

細田 衛士	慶應義塾大学 経済学部 教授（座長）
小島 道一	アジア経済研究所 上席主任調査研究員
崎田 裕子	ジャーナリスト、環境カウンセラー
島村 健	神戸大学大学院 法学研究科 教授
高村 ゆかり	名古屋大学大学院 環境学研究科 教授
寺園 淳	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター副センター長
藤倉 まなみ	桜美林大学 教授
森口 祐一	東京大学大学院 工学系研究科 教授
森谷 賢	（公社）全国産業廃棄物連合会 専務理事

検討経緯

- 合同会議を2016年10月から6回開催。
- 第4回会議でとりまとめた報告書を基に改正バーゼル法を2017年6月16日に公布。
- 本年10月1日の施行にむけて、第5回目、第6回目で詳細ルールについて議論を実施。

第1回目：2016年10月31日	}	バーゼル法を取り巻く状況について検討
第2回目：2016年12月 8日		
第3回目：2016年12月26日		

第4回目：2017年 1月31日 報告書とりまとめ

2017年 6月16日 改正バーゼル法公布

第5回目：2017年 8月 3日	}	改正バーゼル法の詳細ルールについて検討
第6回目：2018年 1月 9日		

2018年10月 1日 改正バーゼル法施行

検討会の設置・経緯

- 詳細ルール策定のための検討会を2017年9月から3回開催。
- 第3回目でとりまとめた報告書を合同会議にて了承。

特定有害廃棄物等の範囲、再生利用等事業者等の認定制度等に関する検討会

検討会経緯

9月8日 検討会（第1回）

- （1）今後の検討課題とスケジュールについて
- （2）特定有害廃棄物等の範囲の見直しについて

10月16日 検討会（第2回）

- （1）輸出に係る環境汚染防止装置及び資力保証に関する審査について
- （2）再生利用等目的輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度について

11月20日 検討会（第3回）

- （1）試験分析目的での輸出入の円滑化について
- （2）検討会のとりまとめ（案）について

メンバー

小島 道一	アジア経済研究所 上席主任調査研究員(座長)
小口 正弘	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 主任研究委員
白鳥 寿一	東北大学大学院 環境学研究科 教授
寺園 淳	国立環境研究所 資源循環・廃棄物研究センター 副センター長
村上 進亮	東京大学大学院 工学系研究科 准教授
<オブザーバー>	
出利葉 知郎	阪和興業株式会社 取締役執行役員
清水 隆	日本鋳業協会 理事
乗田 佐喜夫	(一社)日本鉄リサイクル工業会 専務理事
福田 隆	非鉄金属リサイクル全国連合会 リサイクル環境 推進部会 代表
森谷 賢	(公社)全国産業廃棄物連合会 専務理事

3. 法改正事項 1：規制対象物の範囲の明確化

→雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応

【現状・課題】

- 有害物を含む使用済電気電子機器等が、その他の金属スクラップ等と混合された状態（いわゆる雑品スクラップ）で、バーゼル法の手続を経ずに不適正に輸出されているとの指摘がある。
- バーゼル法の具体的な規制対象範囲については告示で定めているが、法的位置付けがあいまいで、取締りの実効性が低いとの指摘がある。



不適正輸出取締りの実効性を確保

【法改正事項】

- 具体的な特定有害廃棄物等の範囲（規制対象物）を**法的に明確化**。（法第2条第1項第1号イ）
* 今回の範囲の見直しに併せて、条約以外の協定等に基づく規制対象も明確化。（法第2条第1項第1号柱書）

【雑品スクラップの例】



【廃エアコン・廃洗濯機が混入】



【壊れたエアコン】



【破碎された洗濯機】

バーゼル法見直しの方向性（合同会議報告書抜粋）

3.(2)②雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応

○取締り現場での迅速な規制対象物認定の実現

不適正輸出を防ぐ観点において、取締りの現場での迅速な規制対象物の認定を実現することは不可欠であり、特に、雑品スクラップのように、規制対象になりうる物（例：廃電子基板、廃電池等）と規制対象外の物（例：鉄スクラップ、プラスチック片）との混合物については、該当性の判断基準が不明確であるとの指摘があることから、現場において、混合物を含め客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、特定有害廃棄物等の範囲の明確化と分かりやすい該非判断基準の整備を行うべきである。

○規制対象物についての法的根拠の明確化

現在、規制対象物はサービス告示で規定されているが、バーゼル法に制定の根拠がないため、混合物を含め具体的な特定有害廃棄物等の範囲を明確な法的根拠に基づいて定めることができるようにすべきである。

検討事項 1

- 近年その扱いが問題となっている雑品スクラップについては、基準が不明確なため、現場において即物的な判断が困難であることから、現場において客観的かつ短時間で規制対象物に係る該非判断が行えるよう、混合物を含めた判断基準をどのように省令に規定するか。

検討事項 2

- 1つの有害物質について、個々の化合物を大量に列挙し濃度基準を定める現在の方法は、実運用上において課題があることから規制対象物の範囲に係る濃度基準をどのように省令に規定するか。また、有害物質の含有量はその濃度を測ることとして「重量パーセント」を用いてきたが、その分母の考え方に明確な指針がなく、その結果濃度基準が不明確であることから、濃度測定における分母の考え方をどのように規定するか。

対応方針〔検討事項1〕

- 規制対象物の中でこれまで判断が困難であったものを省令に明記し、これらを輸出又は輸入しようとする者は、原則としてバーゼル法に基づく手続を経ることが必要とする。ただし、輸出者が自ら分析等を行い、すべての物品が濃度基準以下であることを客観的に証明することができる場合には、手続を経なくとも輸出することができるものとする。
- 規制対象物として省令に明記したものを混合物の一部として含むものについては、これらを除去しない限り、混合物総体として特定有害廃棄物等に該当する旨を規定する。
- 規制対象物として省令に明記するものは、雑品スクラップに混入されることが多い、使用済家電製品（家電リサイクル法の対象4品目、小型家電リサイクル法の対象28品目）とする。これは、改正廃棄物処理法における「有害使用済機器」の範囲と同一であり、これにより廃棄物処理法との一体的な措置を図る。
- これに加え、廃棄物処理法と異なるバーゼル法の観点及び現場での迅速な判断の観点から、上記2つのリサイクル法の対象機器と同種の業務用機器、給湯器、配電盤、無停電電源装置（UPS）、冷却用コンプレッサー（黒モーター）を規制対象物として省令に明記する。
- また、電池及び廃電子基板の取り扱いについては、現行のサービス告示においても「分別されていない電池」「電気部品又は電子部品のくず」と記載されていたところであるが、これらが雑品スクラップ等の混合物の中に混入した場合についての取り扱いが必ずしも明確でなかったことから、混合物に混入した電池や廃電子基板等について、明確に規制対象となるよう、これを省令等で明確化する。
- 法の施行状況等を踏まえながら、必要に応じて適切な見直しを行う。

(参考) 廃棄物処理法において有害使用済機器として指定する品目一覧

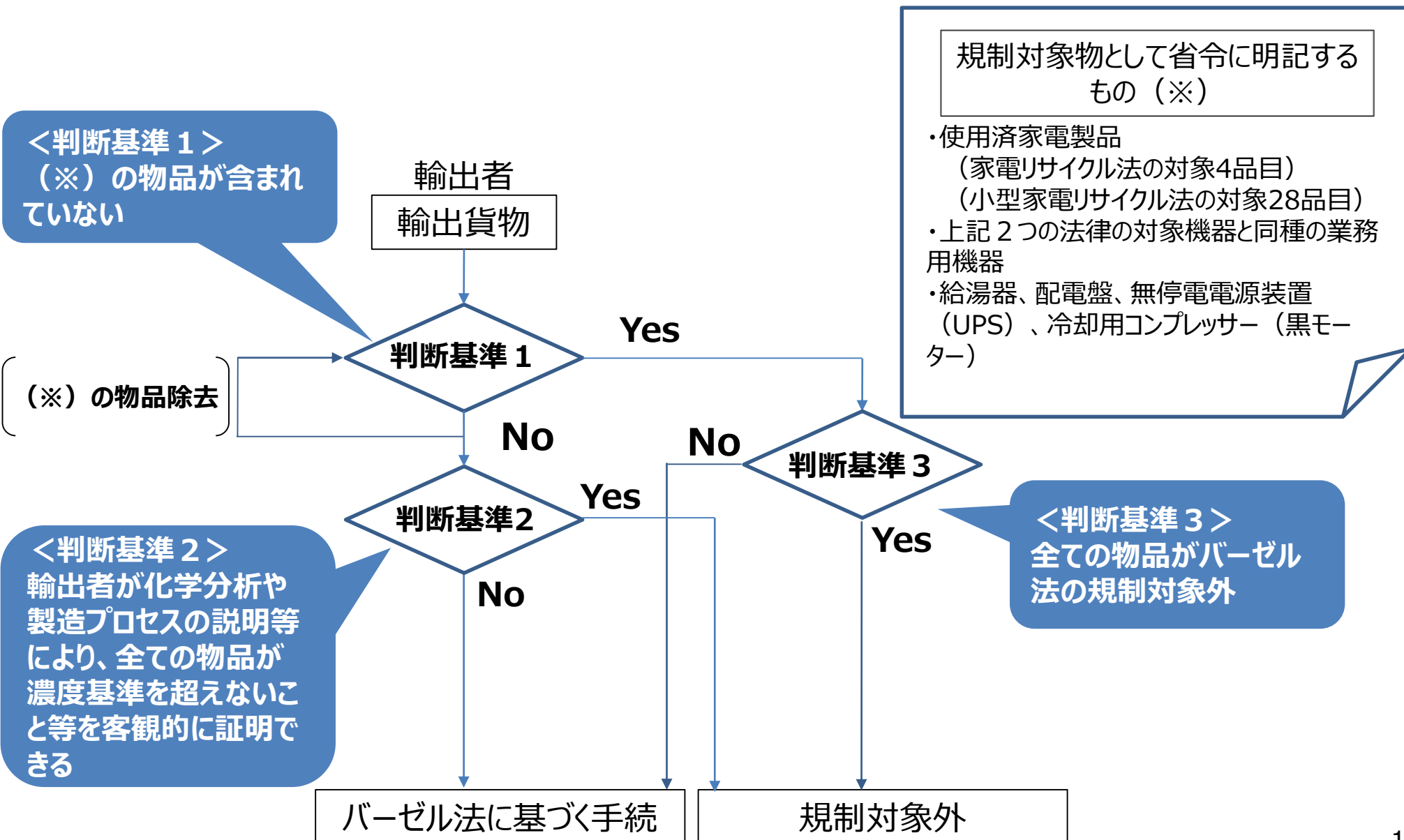
1. ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - a. ブラウン管式のもの
 - b. 液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）のもの及びプラズマ式のもの
3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機
5. 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
6. 携帯電話端末・PHS端末その他の無線通信機械器具
7. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機（2. のテレビジョン受信機を除く）
8. デジタルカメラ・DVDレコーダーその他映像用機械器具
9. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具
10. パーソナルコンピュータ
11. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置
12. プリンターその他の印刷装置
13. ディスプレイその他の表示装置
14. 電子書籍端末
15. 電動ミシン
16. 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具
17. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
18. ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
19. 電動式吸入器その他の医療用電気機械器具
20. フィルムカメラ
21. ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具（3. の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く）
22. 扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具（1. のユニット型エアコンディショナーを除く）
23. 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（4. の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）
24. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具
25. ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具
26. 電気マッサージ器
27. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
28. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
29. 蛍光灯器具その他の電気照明器具
30. 電子時計及び電気時計
31. 電子楽器及び電気楽器
32. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具

※ これらの機器については、リサイクル法上は家庭用機器に限定されているものの、有害使用済機器としては、家庭用機器との差異について、現場での判断が容易ではない機器に限り、それ以外の機器（いわゆる業務用機器）も対象とし、附属品を含む。

特定有害廃棄物等を定める省令の方向性について〔検討事項1〕

規制対象物として 明確化する物	含有する有害物	バーゼル条約上の規定（代表的なもの） （附属書Ⅷ：規制対象物）	
給湯器	電線被覆（鉛含有）	A1180	電気部品及び電子部品の廃棄物又はそのくずで、（略）附属書Ⅲに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Ⅰの成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、PCB）により汚染されているもの
	鉛メッキ	A1020	次のいずれかを成分又は汚染物質として含む廃棄物（塊状の金属のものを除く。） （略） 鉛、鉛化合物
配電盤	電子部品	A1180	電気部品及び電子部品の廃棄物又はそのくずで、（略）附属書Ⅲに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Ⅰの成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、PCB）により汚染されているもの
無停電電源装置 （UPS）	鉛バッテリー	A1160	鉛蓄電池の廃棄物（破砕されているかいないかを問わない。）
	鉛バッテリー以外の電池	A1170	分別されていない電池の廃棄物で、（略）附属書Ⅲに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Ⅰの成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、PCB）により汚染されているもの
冷却用コンプレッサー（黒モーター）	冷凍機油	A3020	当初に意図した使用に適しない鉱油

混合物の取扱いと現場における迅速な該非判断に関する対応



対応方針〔検討事項 2〕

- 規制対象に係る有害物質の含有量の濃度基準のうち鉛やヒ素等の単体が規制対象となり得る金属については、個別の化合物を列挙するのではなく有害性の基本となる物質を定めることを基本とする。有機化合物等の化合物の規制対象物については、現状のサービス告示と同様に関係する法令の情報を下に、個別の化合物のリストを列挙する。ただし、これら化合物の整理については運用上の不都合があるという課題が一部解決されないことから、将来の課題として認識し、今後の見直しの際に再度検討を行うこととする。
- ダイオキシン類について、現在の国内法令の規制の状況を踏まえ、対象物質や濃度基準等の見直しを行う。
- 濃度測定における分母を「構造的に分解可能な最小の製品単位（例：基板、モーター等）」として明確化する。

濃度基準の物質ごとの対応整理表〔検討事項2〕

- 単体規制のある金属類（例：鉛及び鉛化合物）については、「対象物質の総体として評価」し、裾きり値は0.1%とする。
- 単体規制のない金属類（例：銅、亜鉛）、無機物質、有機物質については、従来のまま「個別物質にて評価」し、他の関係法令の規制物質の見直し状況を踏まえて物質を追加する。

別表 第3 番号	規制対象	総体 評価	個別物質 評価	別表 第3 番号	規制対象	総体 評価	個別物質 評価
17	金属カルボニル		○	31	無機シアン化合物		○
18	ベリリウム又はベリリウム化合物	○		33	石綿	○	
19	六価クロム化合物		○	34	有機燐化合物		○
20	銅化合物		○	35	有機シアン化合物		○
21	亜鉛化合物		○	36	フェノール又はフェノール化合物		○
22	砒素又は砒素化合物	○		37	エーテル		○
23	セレン又はセレン化合物	○		38	ハロゲン化された有機溶剤		○
24	カドミウム又はカドミウム化合物	○		39	有機溶剤(ハロゲン化されたものを除く)		○
25	アンチモン又はアンチモン化合物	○		40	ポリ塩化ジベンゾフラン類又は ポリ塩化ジベンゾーパラージオキ シン類		○
26	テルル又はテルル化合物	○		41	有機ハロゲン化合物		○
27	水銀又は水銀化合物	○					
28	タリウム又はタリウム化合物	○					
29	鉛又は鉛化合物	○					
30	ふっ化カルシウムを除くふっ素化合物		○				

新（省令）	旧（サービス告示）
二十九 鉛又は鉛化合物を含む物であつて次に掲げるもの イ 鉛元素を○・一重量パーセント以上含む物 ロ 条約附属書ⅣのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの (1) 固形状であつて、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（鉛に係るものに限る。）に適合しない物 (2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（鉛及びその化合物に係るものに限る。）に該当する物 ハ ロに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの (1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（鉛又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物 (2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準（鉛及びその化合物に係るものに限る。）に適合しない物	二十九 鉛又は鉛化合物を含む物であつて次に掲げるもの イ 鉛、アジ化鉛、亜砒酸鉛、一酸化鉛、塩化鉛、塩基性珪酸鉛、過塩素酸鉛、クロム酸鉛、珪酸鉛、酢酸鉛、三塩基性硫酸鉛、シアナミド鉛、四アルキル鉛、シアン化鉛、四酸化三鉛、硝酸鉛、水酸化鉛、スチフニン酸鉛、ステア酸鉛、炭酸鉛、ナフテン酸鉛、鉛酸カルシウム、二塩基性亜硫酸鉛、二塩基性亜磷酸鉛、二塩基性ステアリン酸鉛、二塩基性フタル酸鉛、二酸化鉛、砒酸鉛、ふつ化鉛、ほう酸鉛、ほうふつ化鉛、ホスホン酸水素鉛、メタンスルホン酸鉛、よう化鉛、硫酸鉛又は硫酸モリブデン、クロム酸鉛を○・一重量パーセント以上含む物 ロ イに掲げる鉛化合物以外の鉛化合物を含む物 ハ 条約附属書ⅣのD1からD4まで又はR10に掲げる処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの (1) 固形状であつて、土壌環境基準告示別表の環境上の条件（鉛に係るものに限る。）に適合しない物 (2) 液状であつて、水質汚濁防止法施行規則第六条の二に規定する要件（鉛及びその化合物に係るものに限る。）に該当する物 ニ ハに掲げる処分作業以外の処分作業を行うために輸出され、又は輸入される物であつて次に掲げるもの (1) 固形状であつて、産業廃棄物判定基準令別表第三に掲げる基準（鉛又はその化合物に係るものに限る。）に適合しない物 (2) 液状であつて、排水基準令別表第一に掲げる基準（鉛及びその化合物に係るものに限る。）に適合しない物

3. 法改正事項 2：輸出先国で有害廃棄物とされている物を規制対象へ追加 →輸出貨物のシップバック通報の予防

【現状・課題】

- バゼル条約上の規制対象物については、締約国間で解釈に多少の差異が存在。
- 我が国バゼル法では規制対象ではないとして輸出した貨物について、相手国では条約上の規制対象であるとして我が国への返送（シップバック）を求める通報を受ける事例が増加（香港向けの中古電気電子機器等）。

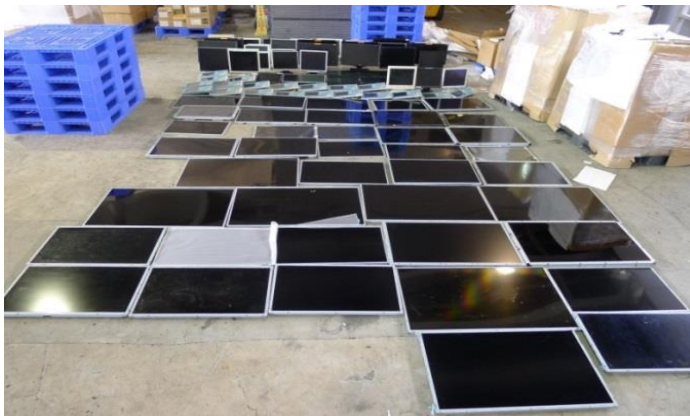


繰り返されるシップバック通報の予防

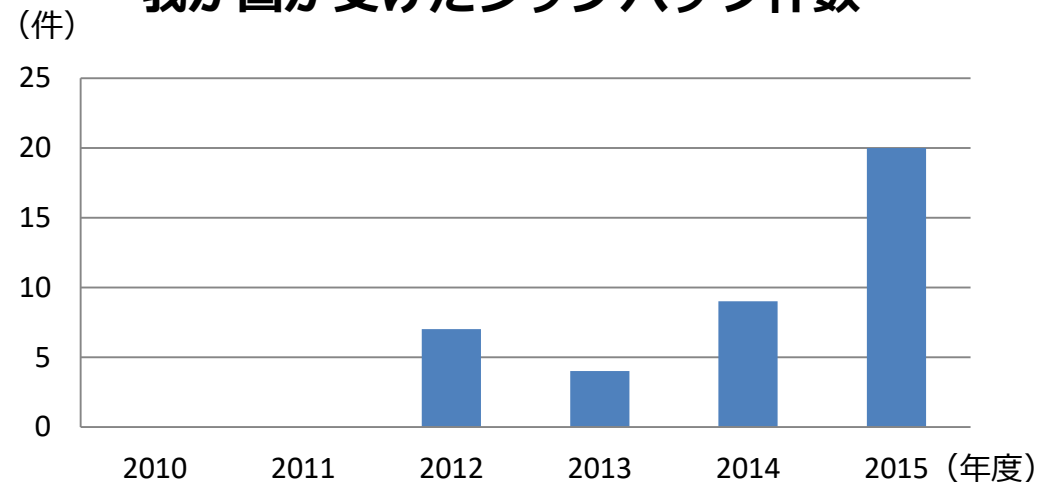
【法改正事項】

- 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を、特定有害廃棄物等（規制対象物）に追加し、**輸出承認を要件化**。（法第2条第1項第1号木）

香港からのシップバック事例（液晶パネル）



我が国が受けたシップバック件数



検討事項

バーゼル条約に基づく各国の裁量の範囲内において輸出先国で条約の対象として明確になっている有害廃棄物について、バーゼル法の規制対象とする具体的な輸出先と規制対象物をどのように規定するか。

対応方針

- 本規定は、我が国が規定している条約上の有害廃棄物と輸出先国が規定する有害廃棄物が一致せず、シップバックになる場合について、必要に応じて、環境省令で定めるべきもの。
- 輸出先国において条約上の有害廃棄物とされている物を環境省令で定めることとするが、全ての輸出先国について確認することは困難であることから、以下の3つの条件に合致するものについて、環境省令で定める。
 - ① 我が国へのシップバックの通報が繰り返し発生するなど、国際的な問題に発展する可能性があること。
 - ② 我が国と輸出先国が規定する有害廃棄物の定義が一致していないなど、我が国よりも輸出先国の規定がより厳しい規定となっていること。
 - ③ 輸出先国の規定が明確であること。
- 上記の方向性に従い、香港に輸出される電気電子機器（モニター等）について規定することとし、その他の国については今後必要性が生じた際に、随時検討する。

3. 法改正事項3：輸出承認手続時の、環境大臣による確認事項を明確化

→明確な事項に基づき、環境汚染防止措置のよりの確な審査を実施

【現状・課題】

- 環境大臣は、輸出承認前に、途上国の輸出先の環境汚染防止措置を確認しているが、その確認事項は、法律上明確化されていない。（先進国向けの輸出については、環境大臣の確認対象となっていない）
- 近年、韓国向けの使用済鉛蓄電池の輸出が増加している中、平成28年6月、韓国における使用済鉛蓄電池の不適正処理事案が発生。輸出先で環境上適正な措置がなされないおそれがある場合は、よりの確な審査を行う必要性が高まっている。

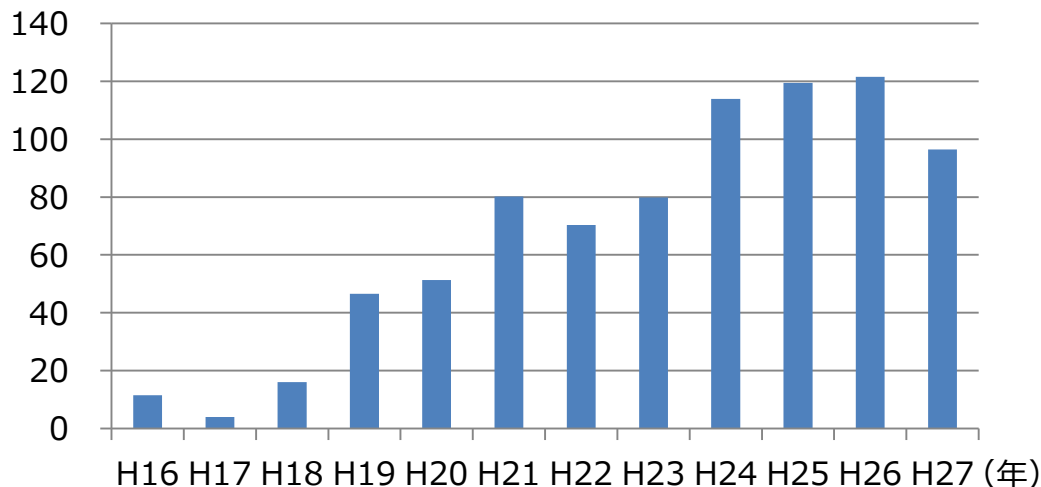


輸出先での環境汚染を予防

【法改正事項】

- 輸出先での環境汚染防止措置について環境大臣による確認事項を法的に明確化。（法第4条第3項）
* 使用済鉛蓄電池については別途、省令改正により、先進国向けの輸出であっても環境大臣による確認対象とした。

(千トン) 我が国から韓国への使用済鉛蓄電池の輸出量



環境大臣の確認事項（例）

- 処理施設の構造
 - 環境関連規制の遵守状況
 - 排ガス・排水対策等の環境保全対策 等
- * 以上の確認に当たっては、現地調査等も適宜実施

使用済鉛蓄電池



バーゼル法見直しの方向性（合同会議報告書抜粋）

○輸出に関する環境上適正な管理の審査基準の整備等

現在、環境大臣の輸出先の環境汚染防止措置の審査基準が明確化されていないことに加え、今般の韓国における不適正処理事案など輸出先における環境上適正な管理の確保についてより的確な審査を行うことが必要となっていることも踏まえ、輸出先での環境上適正な管理方法などに関する環境大臣の審査基準を明確化すべきである。

また、輸出承認の審査に当たって、輸出者が特定有害廃棄物等の輸出に関して確実に環境上適正な管理（シップバックの対応を含む。）を行うことができる者であるかどうかを評価するため、EU等の例も参考に、輸出者に対して当該輸出に係る資力の保証に関する書類の提出を求めるべきである。

検討事項 1

輸出先での環境汚染防止措置に関する環境大臣の確認基準を具体的にどのように規定するか。

対応方針

- 審査基準の明確化に際しては、運搬者及び処分者が相手国内の法令を適正に遵守していることをまず大前提とする。
- 運搬者及び処分者が特定有害廃棄物等の処分を環境の汚染を防止する上で適正に完遂することができる経理的な基礎を有していることを確認する。
- 現行の基本的事項告示において、我が国において環境の保全上の観点から求められる水準を下回らない方法で運搬及び処分されることが確実であると認められることを審査の基本的な考え方とされているところであり、この考え方を踏襲する。
- 廃棄物処理法においても、輸出に係る廃棄物が我が国における廃棄物処理における処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認められることという基準のもとに審査基準が定められており、輸出先国での不適正な処理を防ぐと言う観点では同様であることから、これらと整合性をもった基準とする。

確認基準及び提出書類等のイメージ

確認基準	詳細な判断基準	提出書類
運搬者及び処分者が輸出先国の環境法令を適正に順守していること。	● 運搬者及び処分者が特定有害廃棄物等の運搬又は処分を行うに際して輸出先国で必要な許可等を受けていること。 ● 運搬者及び処分者が輸出先国の環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないこと。 ● 過去にこれらの法令違反がある場合は、罰金・禁固刑等の処分が終了してから5年以上が経過していること。	● 運搬者及び処分者の輸出先国での必要な許可等を証する書類 ● 左記に該当する法令違反を行っていないことを、運搬者及び処分者が宣誓した書類
運搬者及び処分者が輸出される特定有害廃棄物等の運搬、処分を環境の汚染を防止する上で適正に実施するために必要な経理的基礎を有すること。	● 特定有害廃棄物等の処分を行う施設が、特定有害廃棄物等の性状及び量に応じて環境の汚染を防止する上で適正に処分を行うために必要な経理的基礎を有していること。	● 運搬者及び処分者の資本金、売上高に関する書類
特定有害廃棄物等の運搬及び処分が我が国において環境の保全上の観点から求められる水準を下回らないこと。	● 特定有害廃棄物等の運搬及び処分の一連の過程において必要な飛散流出防止対策がなされていること。 ● 特定有害廃棄物等の運搬及び処分の一連の過程において、環境の保全上問題となる程度に騒音、振動、悪臭を発生しないこと。 ● 処分を行う施設の処理能力が、輸出される特定有害廃棄物等の量に対して、十分な能力を有していること。 ● 処分を行う施設が、輸出される特定有害廃棄物等の処分を行うに際し、我が国において求められる環境の保全上の観点から求められる水準に適合するために必要な構造等を有していること。	● 特定有害廃棄物等の発生工程及び性状がわかる資料 ● 特定有害廃棄物等の運搬及び処分に関して遵守すべき輸出先国の法令の内容がわかる書類 ● 処分を行う施設の種類、構造、設置場所、施設周辺の状況、処分能力、処分方式、処分工程図、年間処理計画過去の実績がわかる書類 ● 処理施設が我が国において求められる環境の保全上の観点から求められる水準に適合することを確認するために必要な書類
バーゼル条約第4条2(e)に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準を下回らないこと。	● 運搬及び処分が、バーゼル条約第4条2(e)に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準に適合すると認められること。	● 運搬及び処分が、バーゼル条約第4条2(e)に基づき締約国会議において決定される環境の保全上の基準に適合すると確認するために必要な書類
特定有害廃棄物等の運搬及び処分の処分に伴い生じる排ガス、排水及び残さの処理が我が国において環境の保全上の観点から求められる水準に適合すること。	● 排ガス、排水及び残さの処理が、我が国において求められる水準と同等以上の水準で行われると認められること	● 大気汚染防止、水質汚濁防止及び残さの処理に関して遵守すべき輸出先国の法令の内容がわかる書類 ● 処分施設における排ガス、排水及び残さ中の有害物質濃度等のデータ ● 環境上適正に排ガス、排水及び残さの処理を行う設備の構造、処理方法、処理能力がわかる資料
その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていること。	● その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていると認められること。	● その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていることがわかる書類

※ 上記内容の確認においては、必要に応じて相手国政府の確認を求めることとする。

また、廃棄物処理法における審査と二重手続の解消をはかるため、廃棄物処理法に基づく確認を経ている場合には、上記書類の提出を不要とする（廃棄物処理法の輸出確認の基準も必要な改正を検討する）。

検討事項 2

輸出に係る資力の保証に関し、現行制度においても、輸出者が経理的な能力を有していることに関する書類の提出を求めているが、実際に問題が起きた際に必要となる資力（金額）の考え方等が示されていないことから、これらを具体的にどのように規定するか。

対応方針

- 特定有害廃棄物等の輸出に際して、再輸入の義務等が生じた場合に、輸出者が貨物を我が国に引き取ることができることを担保するため、EUにおいては、廃棄物運搬規則第 6 条に基づき、有害廃棄物の輸出に際し、当該有害廃棄物の運搬及び処分、90日分の保管に係る費用を補填する資力保証又はこれに相当する保険が要求されていること、具体的な金額の算定方法は、概ね運搬及び処分、保管に必要な費用の和に安全係数を掛け合わせる考え方が一般的であることを参考に、必要な費用が輸出者において確保されていることを、銀行保証、保険又はその他の書類により確認する。

見直し後の輸出承認基準及び提出書類のイメージ

輸出承認基準	提出書類
申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有していること。	申請者が特定有害廃棄物等の再輸入又は代替措置を確実に実施する経理的能力を有することを証する次の書類 各 1 通 - i 資金調達方法、貸借対照表、損益計算書 - ii 次の計算式で算出される費用に関する見積もり等を示す書類 【計算式】（次ページ） - iii 上記 ii に示される費用を支払うことができることを証する銀行保証、保険又はその他の書類
輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には必要な措置を講じていること。	輸入国又は条約の締約国である通過国が特定有害廃棄物等の輸入又は運搬について保険、供託金若しくはその他の保証を義務付けている場合には、当該措置を講じたことを証明する書類 各 1 通

次の式で算出される費用が輸出者において確保されていることを確認する。

$$F G = (C_T + C_{RD} + C_S) * Q * F$$

FG：資力保証の金額

C_T ：運搬単価（輸出先国から我が国への1 t 当たりの運搬費用）

C_{RD} ：処分単価（我が国処分施設での1 t 当たりの処分費用）

C_S ：保管単価（輸出先港又は輸出先処分施設での1 t 当たりの90日分保管費用）

Q：輸出特定有害廃棄物等の量〔t〕

F：安全係数（=1.2）

（※1）処分単価がマイナス（有価物）の場合は、0円として計算する。

（※2）上記の運搬、処分及び保管に係る単価については、輸出者が見積書を示し、その算出根拠を示すこととする。

3. 法改正事項 4 : 途上国から輸入される、リサイクル等目的での廃電子基板等の規制撤廃

→我が国の処理能力を最大限活用し、世界の環境負荷を低減

【現状・課題】

- 欧州連合では、全ての国からの比較的有害性の低い廃電子基板等の輸入手続について、通告・同意等が不要。
- 他方、途上国から廃電子基板等を輸入する場合はバーゼル法の手続き（通告・同意等）が必要（先進国からは不要）であり、我が国事業者からは、資源獲得競争において、競争上不利になっているとの指摘あり。
- 我が国は先進的な環境技術を有し、世界の環境負荷低減に更なる貢献が可能。

世界の環境負荷の低減に貢献



欧州連合との競争上の不利を解消

【法改正事項】

- 比較的有害性の低い廃電子基板等の再生利用（リサイクル）等目的での輸入について、途上国からの輸入についても、バーゼル法の規制対象から除き、**通告・同意や輸入承認等を不要**とする（先進国からは現行でも不要）。（法第2条第1項第1号イ）

* 有害性の低くないものは引き続き規制対象とする。併せて廃棄物処理法を改正し、有害使用済機器の国内管理を強化。

（参考）廃電子基板等の規制緩和による経済効果等の試算

輸入手続に要する期間の短縮効果	1 件あたり 1 8 0 日間程度
輸入廃電子基板の増加見込み	年間 1 3 万トン程度 （将来的にはさらに増加）
非鉄金属精錬の売上げ増加による経済波及効果	全産業合計で売上 9 8 7 億円 （付加価値 3 8 6 億円）程度

輸入ニーズが高い廃電子基板等の電子部品スクラップ



（金、銀などの金属を含む）

3.(3)①環境汚染リスクが低い廃電子基板等の輸入手続の簡素化

グリーンリスト対象物である廃電子基板等のように我が国における処理において環境汚染リスクが低いと考えられる特定有害廃棄物等の輸入については、これまで輸入された廃電子基板等について、環境上適正な管理が確保されてきている現状も考慮し、我が国施設の競争環境上の不利を解消し、我が国の誇る環境技術の先進性を活かしつつ円滑な資源循環を促進するため、また、開発途上国において適正処理が困難な有害廃棄物等を適正処理が可能な施設を有する我が国が処理することで世界全体の環境負荷低減につなげるため、EUの制度を参考に、「事前の通告及び同意」手続を不要とするなどの手続の見直しをすべきである。

またアンバーリスト対象物の輸入についても、同様の理由から、EU の制度を参考にしつつ、事前同意施設で処理する目的で輸入する場合には、バーゼル法に基づく外為法の輸入承認を 不要とし、最大 3 年間の包括的な同意を与えることができることとすべきである。

ただし、これらの輸入手続を緩和する際には、移動書類の携帯を義務付ける等必要最低限の措置の在り方についても慎重かつ十分に検討を行うべきである。

対応方針

規制対象から除かれる廃電子基板等のグリーンリスト対象物に関しては、先進的な環境技術を有する我が国においては、物の性状や通常の取扱い等の観点から環境汚染を引き起こすおそれは低いものの、一定の潜在的な有害性を有していることを踏まえ、輸入されたグリーンリスト対象物が回収施設で適正に処理されたことを証明できるよう、移動書類又はこれに類する書類の携行等のトレーサビリティに関する努力規定をバーゼル法の基本的事項告示等に設ける。また国においても、これらトレーサビリティの確保に関する事業者の取組について積極的に情報発信を行うことが重要である。

3. 法改正事項5：リサイクル等目的での有害廃棄物等の輸入に係る認定制度を創設 →我が国の処理能力を最大限活用し、世界の環境負荷を低減

【現状・課題】

- 欧州連合では、比較的有害性の高い物（電気炉ダスト、金属汚泥等）の輸入についても、規制を緩和。
- 具体的には、特定の回収施設でリサイクル等を行う場合、最大3年間の包括的な輸入同意を与え、
手続を簡素化する特例を措置。他方、我が国では同様の特例を導入していない。
- 我が国は先進的な環境技術を有し、世界の環境負荷低減に更なる貢献が可能。

世界の環境負荷の低減に貢献



日本のリサイクル技術活用を促進

【法改正事項】

- 輸入事業者及び再生利用等事業者の認定制度を創設。比較的有害性の高い特定有害廃棄物等（規制対象物）の再生利用等目的での輸入について、認定輸入事業者が輸入を行う際の輸入承認を不要とする。（法第8条第1項、第14条から第16条まで）

（参考）有害廃棄物等をリサイクルできる主な非鉄金属（銅、鉛、亜鉛）製錬所

銅製錬所	： 7 箇所	（廃電子基板を処理）
鉛製錬所	： 6 箇所	（使用済鉛蓄電池を処理）※
亜鉛製錬所	： 5 箇所	（電気炉ダスト等を処理）

（出典：日本鉱業協会の情報）

※鉛については、上記以外に、使用済鉛蓄電池をリサイクルする鉛二次精錬事業者が9社存在。

再生利用等目的輸入事業者・再生利用等事業者の認定の範囲

以下の点に留意しつつ、認定の範囲は下図のとおりとする。

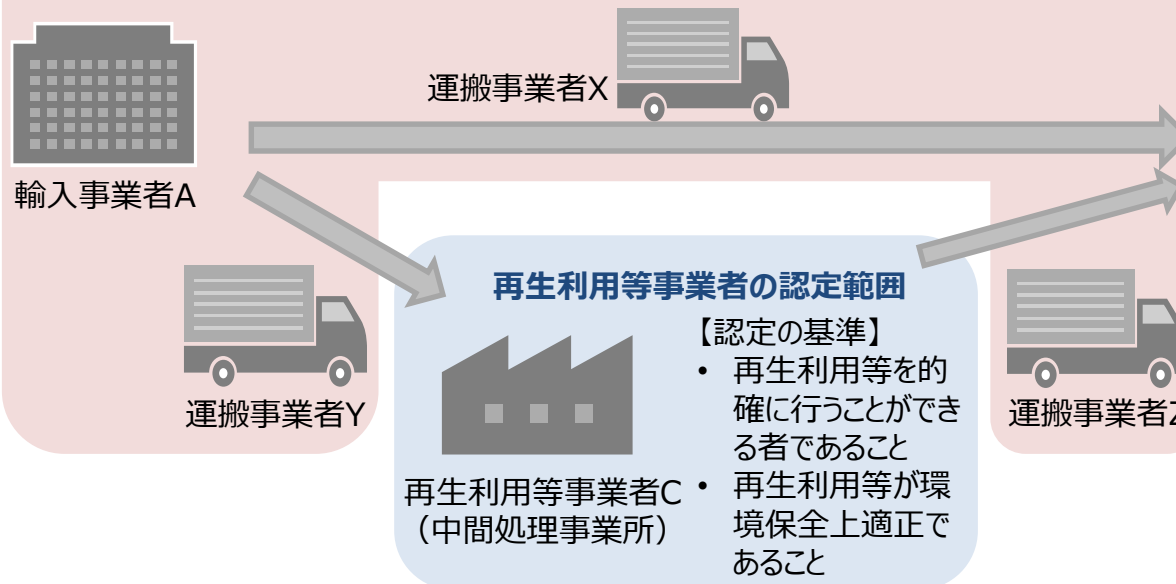
- 運搬が環境保全上適正に行われることを確認する必要があることから、認定を受けようとする輸入事業者自らが運搬を行わない場合にあっては、運搬事業者も輸入事業者認定に係る審査の対象とする。
- 主要な再生利用等を行う前に破砕等の中間処理を行う場合は、当該中間処理事業者も再生利用等事業者として認定を受けていなければならない。

認定範囲のイメージ

再生利用等目的輸入事業者の認定範囲

【認定の基準】

- ・ 認定を受けた再生利用等事業者に向けた輸入であること
- ・ 輸入を的確に行うことができる者であること
- ・ 運搬が環境保全上適正であること



再生利用等事業者の認定範囲

【認定の基準】

- ・ 再生利用等を的確に行うことができる者であること
- ・ 再生利用等が環境保全上適正であること

再生利用等事業者B
(製錬所等)

再生利用等目的輸入事業者の認定基準と提出書類（案）

認定基準及び提出書類のイメージ

認定の要件 (法第14条第1項)	認定基準（案）	提出書類（案）
第1号 当該輸入の目的が、次条第1項の認定を受けた者が行う当該認定に係る再生利用等であること。	輸入の目的が、認定再生利用等事業者が行う当該認定に係る再生利用等であること。	再生利用等事業者の認定証の写し
第2号 当該輸入を行おうとする者が、当該輸入を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。	- 特定有害廃棄物等の輸入を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 - 特定有害廃棄物等の輸入を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 - 社会的に適正な者であること。	- 過去3年間に特定有害廃棄物等を輸入した実績、又はこれに相当する書類 - 財務諸表等の経理的基礎に関する書類 - 社会的適正に関する書類
第3号 当該輸入及び次条第1項の認定に係る施設への運搬が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。	運搬に係る技術上の基準に適合すること 【運搬の基準】（次ページ）	（輸入者自ら運搬を行う場合） - 運搬に係る技術上の基準に適合することを確認するために必要な書類（※） （輸入者自ら運搬を行わない場合） - 運搬者のリスト - 運搬に係る技術上の基準に適合することを確認するために必要な書類（※）
	国内諸法令の許可を受けていること。	（該当する場合）国内諸法令の許可証明書 （該当する場合）廃掃法による環境大臣の輸入許可書

※ ただし、認定に係る運搬の基準は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可基準に内包されるものであるため、事業者への負担が過度なものとならないよう配慮することから、当該許可を有する者については許可証の写しを提出することをもって確認する。29

再生利用等目的輸入事業者の基準のイメージ（案）

①「輸入を的確に行うことができる者」の基準のイメージ

項目	基準のイメージ
能力・適正	知識・技能を有すること
	経理的基礎を有すること
	社会的に適正な者であること（環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないこと。過去にこれらの法令違反がある場合は、罰金・禁固刑等の処分が終了してから5年以上が経過していること。その他、不正行為をするおそれがないこと 等）

②「人の健康の保護及び生活環境保全上支障のない運搬」の基準のイメージ

項目	基準のイメージ
運搬	特定有害廃棄物等が飛散、流出しない措置をとること
	特定有害廃棄物等の運搬に伴う騒音、振動、悪臭の生活環境保全上の支障がない措置をとること
	運搬のため施設を設置する場合は生活環境の保全上支障が生じない措置をとること
	運搬車、容器等は特定有害廃棄物等が飛散、流出、悪臭漏洩がないものであること
	その他特定有害廃棄物等の性状等に応じ、環境保全上必要な措置をとること
保管	保管場所の周囲に囲い（構造上安全であるもの）が設けられていること
	保管場所から特定有害廃棄物等が飛散、流出、地下浸透、悪臭発散しないような措置をとること。
	その他特定有害廃棄物等の性状等に応じ、環境保全上必要な措置をとること

再生利用等事業者の認定基準と提出書類（案）

認定基準及び提出書類のイメージ

認定の要件 (法第15条第1項)	認定基準（案）	提出書類（案）（※）
第1号 当該再生利用等を行おうとする者が、当該再生利用等を的確に行うことができる者として経済産業省令、環境省令で定める基準に適合する者であること。	- 特定有害廃棄物等の再生利用等を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。 - 特定有害廃棄物等の再生利用等を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。 - 自ら再生利用等を行う者であること - 社会的に適正な者であること。	- 過去3年間に特定有害廃棄物等の再生利用等を行った実績、又はこれに相当する書類 - 財務諸表等の経理的基礎に関する書類 - 社会的適正に関する書類
第2号 当該再生利用等を行おうとする者が設置し、又は設置しようとする当該再生利用等を行おうとする施設及び当該施設における再生利用等が、人の健康の保護及び生活環境の保全上支障のないものとして経済産業省令、環境省令で定める基準に適合すること。	- 再生利用等に係る技術上の基準に適合すること。 【再生利用等の基準】（次ページ） - 国内諸法令の許可を受けていること。	再生利用等に係る技術上の基準に適合することを確認するために必要な書類 （該当する場合）国内諸法令の許可証明書

※ 再生利用等事業者の認定基準は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分施設の許可基準と相当程度重なるものであることから、事業者への負担が過度なものとならないよう配慮するため、再生利用等を行う特定有害廃棄物等と同等の品目の廃棄物に係る当該許可を有する者については、許可を取得する際に許可権者に提出したものと同一書類及び許可証の写しの提出を求めることとし、運用上手続きの簡素化をはかる。

再生利用等事業者の基準のイメージ（案）

①「再生利用等を的確に行うことができる者」の基準のイメージ

項目	基準のイメージ
能力・適正	再生利用等に関する知識・技能を有すること
	経理的基礎を有すること
	自ら再生利用等を行う者であること
	社会的に適正な者であること（環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がないこと。過去にこれらの法令違反がある場合は、罰金・禁固刑等の処分が終了してから5年以上が経過していること。その他、不正行為をするおそれがないこと 等）

②「人の健康の保護及び生活環境保全上支障のない再生利用等」の基準のイメージ

項目	基準のイメージ
施設	構造耐力上安全であること
	再生利用等に伴い生ずる排ガス及び排水、使用する薬剤等による腐食を防止する措置をとること
	特定有害廃棄物等の飛散、流出、悪臭発散を防止するための構造又は設備を設けること
	再生利用等に伴い生ずる排ガス、排水、残さを生活環境保全上支障なく処理することができること
	特定有害廃棄物等の受入設備及び貯留設備が、処理能力に応じ十分な容量を有すること
	その他、特定有害廃棄物等の性状等に応じ、環境保全上必要な設備を有する又は措置をとること
保管	保管場所に周囲に囲いが設けられていること
	保管場所から特定有害廃棄物等が飛散、流出、地下浸透、悪臭発散しないような措置をとること
	その他特定有害廃棄物等の性状等に応じ、環境保全上必要な措置をとること

再生利用等目的輸入事業者は、以下の書類を提出することとする。

- ① 認定時に提出した書類のうち、定期報告を行う日までの間で、変更があったもの。
- ② 一年間に輸入した特定有害廃棄物等の種類
- ③ 一年間に輸入した特定有害廃棄物等の量
- ④ 一年間に輸入した特定有害廃棄物等の輸入先国
- ⑤ 一年間に輸入した特定有害廃棄物等の移動書類の写し

※ ②～⑤については、特定有害廃棄物等を運搬した、再生利用等事業者ごとに整理して報告する。

再生利用等事業者は、以下の書類を提出することとする。

- ① 認定時に提出した書類のうち、定期報告を行う日までの間で、変更があったもの。
- ② 一年間に処理した特定有害廃棄物等の種類
- ③ 一年間に処理した特定有害廃棄物等の量
- ④ 一年間に処理した特定有害廃棄物等の受領通知書、処分完了通知書、移動書類の写し

※ 1 ②～④については、特定有害廃棄物等の施設への運搬を実施した、再生利用等目的輸入事業者ごとに整理して報告する。

※ 2 ②③について、中間処理を行う再生利用等事業者にあつては、別の再生利用等事業者に向けて搬出した特定有害廃棄物等に関しても報告する。

対応方針

OECD理事会決定やバーゼル条約締約国の状況等を踏まえ、以下のとおり対応する。

- OECD理事会決定に基づき、相手国がOECD加盟国の場合、有害廃棄物の重量が25kg以下であり、かつ物理化学的性質を評価する又は再生利用等若しくは処分作業との適合性を決定するための試験分析目的の輸出入は、バーゼル法の規制対象外とする。
- 相手国がOECD非加盟国の場合に、有害廃棄物の重量が25kg以下の上記と同様の試験分析目的の輸入については規制対象外とし、輸出についてはバーゼル法の規制対象とする。
- 有害廃棄物の重量が25kgを超える試験分析目的の輸出入は、相手国如何にかかわらず、引き続きバーゼル法の規制対象とするが、承認基準等の見直しにより手続の簡素化を図る。
- 特に審査の厳しい輸出においては、特定有害廃棄物等の試験分析目的の輸出における環境大臣の確認すべき事項を整理する。

表 試験分析目的の輸出入に係る規制対象の整理（○：対象、×：対象外）

	輸入		輸出	
	OECD	非OECD	OECD	非OECD
25kg以下	×	×	×	○
25kg超	○	○	○	○

※左表の注釈

25kg以下・25kg超

→ 輸出入しようとする物の重量が、25kg以下か、25kgを超えるか

OECD・非OECD

→ 輸出入の相手国が、OECD加盟国か、OECD非加盟国か

特定有害廃棄物等の試験分析目的の輸出における環境大臣の確認事項は、下記のとおりとする。

試験分析目的の環境大臣の確認事項及び提出書類のイメージ

確認基準	詳細な判断基準	提出書類
試験分析目的の輸出であり、当該試験分析が、有害廃棄物等の発生の最小化及び環境上適正な処理に資すること。	● 特定有害廃棄物等の物理化学的特性を評価するため、又は再生利用等若しくは処分作業との適合性を決定するための試験分析であること。 ● 当該試験分析が、環境上適正な廃棄物発生低減技術、再生利用等の方法並びに良好な管理及び処理の開発に資すること。	● 試験分析の目的、方法及び期間に関する書類
特定有害廃棄物等の量が試験分析に必要な最小限度であること。	● 試験分析の目的等に照らして、輸出する特定有害廃棄物等の量が必要な最小限度であること。	
特定有害廃棄物等の試験分析に伴い生じる残さの処理が輸出先国の国内法令に適合すること。	● 残さの処理が、輸出先国の国内法令に適合して行われると認められること	● 残さの処理方法がわかる資料
その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていること。	● その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていると認められること。	● その他輸出先国の環境の保全上の観点から必要な措置がとられていることがわかる書類

ご清聴ありがとうございました。